

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 28 年5月9日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 7件

国民年金関係 4件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500907号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600013号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和43年3月26日から同年6月10日に訂正し、昭和43年3月から同年5月までの標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

昭和43年3月26日から同年6月10日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和43年3月26日から同年6月10日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年3月26日から同年6月10日まで

昭和35年3月にA社に入社し、その後、同社の関連会社であるC社に出向し、昭和43年8月末まで継続して勤務していたにもかかわらず、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。

請求期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の複数の元同僚の陳述から判断すると、請求者が、同社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務し(A社からC社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社からC社に請求者と一緒に異動したとする元同僚の雇用保険の記録等から、昭和43年6月10日とすることが妥当である。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者のA社における昭和43年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、当該期間において、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、当該期間に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和43年3月26日となっており、双方の記録は符合していることから、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主から同年3月26日を資格喪失日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500918号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600017号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成22年7月12日、喪失年月日を同年12月21日に訂正し、同年7月から同年9月までの標準報酬月額を17万円、同年10月及び同年11月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成22年7月12日から同年12月21日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年7月12日から同年12月21日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年7月1日から平成23年1月1日まで

A社に勤務していた請求期間の厚生年金保険加入記録が無いが、平成22年7月から同年12月までの給与明細書において、厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成22年7月12日から同年12月21日までの期間について、雇用保険の記録、同僚の陳述及び請求者から提出された給与明細書により、請求者が当該期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を請求期間の標準報酬月額として認定することとなる。

したがって、平成22年7月12日から同年12月21日までの期間の標準報酬月額については、請求者から提出された平成22年7月度から同年11月度までの給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成22年7月から同年9月までは17万円、同年10月及び同年11月は18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る平成22年7月12日から同年12月21日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は、関連資料が無く不明と回答しているが、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても年金事務所が当該各届出について記録していないとは、通常の手続きでは考え難いことから、事業主から当該各届は提出されておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成22年7月12日から同年12月21日までの期間に係る厚生年金保険料について納

入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成 22 年 7 月 1 日から同年 7 月 11 日までの期間及び平成 22 年 12 月 21 日から平成 23 年 1 月 1 日までの期間について、A 社は既に破産しており、元事業主は、請求者の勤務期間について、「資料が無く不明である。」旨陳述している上、請求者を記憶する複数の元同僚は、請求者の具体的な勤務期間を記憶していないことから、請求者の当該期間に係る勤務実態について確認することができない。

また、請求期間のうち、平成 22 年 7 月 1 日から同年 7 月 11 日までの期間及び平成 22 年 12 月 21 日から平成 23 年 1 月 1 日までの期間に係る請求者の A 社における雇用保険加入記録は確認できない。

なお、請求者から提出された平成 22 年 12 月度の給与明細書においても厚生年金保険料が控除されているが、前述のとおり、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（退職日の翌日）は、平成 22 年 12 月 21 日と認められるところ、厚生年金保険法における被保険者期間は、月を単位とし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までを算入し、厚生年金保険料も当該月単位で徴収することとされていることから、請求者に係る厚生年金保険被保険者期間及び厚生年金保険料の徴収対象月は、平成 22 年 11 月までであり、平成 22 年 12 月度の給与明細書において厚生年金保険料が控除されていることをもって、平成 22 年 12 月を請求者の被保険者期間として認めることはできない。

このほか、請求期間のうち平成 22 年 7 月 1 日から同年 7 月 11 日までの期間及び平成 22 年 12 月 21 日から平成 23 年 1 月 1 日までの期間における請求者の勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間のうち平成 22 年 7 月 1 日から同年 7 月 12 日までの期間及び平成 22 年 12 月 21 日から平成 23 年 1 月 1 日までの期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500979号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600006号

第1 結論

昭和57年11月から昭和60年3月までの請求期間及び同年4月から昭和63年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和57年11月から昭和60年3月まで
② 昭和60年4月から昭和63年10月まで

私の国民年金保険料の納付は、妻が、昭和57年10月の結婚を契機に始めた。

請求期間①及び②の国民年金保険料については、妻が毎月、A県B町役場の窓口において、夫婦二人分を一緒に納付していた。また、昭和59年*月に長男及び昭和62年*月に二男が誕生したが、妻が産後で役場に行けなかったときは、私が納付していた。

請求期間①は、申請免除期間になっているが、免除申請を行った記憶が無く、請求期間①及び②は、夫婦二人分を納付していた妻が納付済みと記録されているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びその妻は、請求期間①及び②の国民年金保険料について、請求者の妻が、毎月、B町役場の窓口において夫婦二人分を一緒に納付しており、国民年金保険料の免除申請を行った記憶は無いと陳述している。

しかしながら、請求期間①について、請求者に係るB町の国民年金被保険者記録及び請求者がその後転居したA県C市の国民年金被保険者名簿を見ると、当該期間は、双方において申請免除期間と記録されており、請求期間①当時、夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していたことがうかがえない上、当該市町の記録とオンライン記録は一致している。

次に請求期間②について、オンライン記録のほか、請求者及びその妻に係るC市の国民年金被保険者名簿によると、請求者の当該期間直後の昭和63年11月分に係る国民年金保険料の納付日は、同年12月2日となっているが、請求者の妻の同年11月分に係る国民年金保険料の納付日は、請求者の納付日とは異なる同年12月12日であり、請求者の同年12月分に係る国民年金保険料は、平成元年3月6日にC市において納付されているが、請求者の妻の昭和63年12月分に係る国民年金保険料は、平成元年1月13日にB町において納付されていることから、昭和63年11月分及び同年12月分の国民年金保険料に係る請求者及びその妻の納付状況は異なっており、請求期間②当時、夫婦の国民年金保険料が一緒に納付されていたことはうかがえない。

また、請求者に係るB町の国民年金被保険者記録票及びC市の国民年金被保険者名簿を見ても、請求期間②の国民年金保険料が納付された記録は見当たらない。

このほか、請求期間①と請求期間②は、連続しており、合わせて6年と長期間であるところ、役場の窓口において毎月納付したとする国民年金保険料の記録が、複数年度にわたって全て欠落することは考え難い上、請求者の妻が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500857号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600007号

第1 結論

昭和36年4月から昭和49年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年4月から昭和49年12月まで

国民年金の加入について、昭和36年4月頃に、A県B市の自宅に来た婦人会の役員の勧めにより、自宅で加入手続を行った。また、請求期間の国民年金保険料は、毎月、自宅に来ていた集金人(婦人会の役員)に納付し、通帳に認印を押してもらっていた。

昭和48年か昭和49年頃に、集金人から、厚生年金保険に加入している者の配偶者は国民年金の加入は不要と言われ、国民年金保険料の納付に使用していた通帳を集金人が持ち帰ったことを今でも覚えているので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和36年4月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、オンライン記録によると、請求期間について、請求者の夫は厚生年金保険被保険者期間であることから、請求者は、国民年金の任意加入対象者となるため、加入手続を行った月から国民年金保険料の納付が可能となり、当該加入手続によって国民年金手帳記号番号が払い出されることになる。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和61年6月10日にB市において払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、同番号前後の被保険者の記録から判断すると、同番号は、昭和61年4月1日付け国民年金第3号被保険者に係る届出によって払い出されたものと推認できることから、加入時期について請求者の主張とは符合しない。

また、請求者に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、最初の国民年金被保険者資格の取得日は、昭和61年4月1日(第3号被保険者)であることが確認でき、請求者が所持する年金手帳の「はじめて被保険者となった日」にも同日が記載されている。この場合、請求期間は国民年金の未加入期間であり、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより複数の読み名で氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりB市における国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求期間は13年9か月と長期間であり、複数年度にわたる国民年金保険料の納付記録が全て欠落したとは考え難い上、請求者が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500498号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600008号

第1 結論

昭和45年12月から昭和47年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年12月から昭和47年3月まで

私が20歳になった頃、母及び姉の国民年金保険料を集金に来ていたA県B市C地区の集金人に、国民年金の加入を勧められたので、母が私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。請求期間の国民年金保険料については、母が、母自身及び姉の分と一緒に集金人に納付してくれた。

私は、高等学校を卒業後、母の経営する店を姉と手伝っていたが、私と姉の20歳から結婚するまでの国民年金保険料を納付したと母から聞いているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「私が20歳になった昭和45年頃、母が、私の国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料は、母自身と姉の分と一緒に集金人に納付してくれた。」旨陳述しており、オンライン記録によると、請求者の母及び姉は請求期間の国民年金保険料を納付済みである。

しかしながら、i) 請求者に係るB市の昭和47年度国民年金収滞納一覧表を見ると、昭和47年4月に国民年金被保険者資格を新規取得したことが記されており、同市の昭和45年度及び昭和46年度国民年金収滞納一覧表に請求者の氏名は見当たらないこと、ii) 請求者が所持する国民年金手帳の発行日が昭和47年4月1日と印字されていること、iii) 当該国民年金手帳に貼付された領収証書を見ると、昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料が同年6月19日に領収されていることなどから判断すると、同市の集金人が請求者に係る国民年金保険料の集金業務を開始したのは、昭和47年度分からであったと推認される。この場合、請求期間は過年度保険料(国庫金)となり、請求者の母は、現年度保険料のみ取り扱う同市の集金人に、請求期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、請求者、その母及び姉に係るB市の昭和47年度国民年金収滞納一覧表を見ると、請求期間直後の昭和47年4月から同年6月までに係る国民年金保険料の収納日は、請求者の母及び姉は同年4月26日であるが、請求者は同年6月20日(領収日は、同年6月19日)であり、請求者の母及び姉とは異なっていることから、請求期間の国民年金保険料について、請求者の分と一緒に納付されていなかった事情がうかがえる。

さらに、請求者の国民年金保険料の納付が開始された時期が昭和47年6月19日であるとするならば、請求期間の国民年金保険料は過年度保険料として納付することになるが、請求者及びその母から、集金人に納付する以外の方法により、遡って請求期間の国民年金保険料を納付した旨の陳述は得られない。

加えて、請求者の母が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500904号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600009号

第1 結論

昭和58年1月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年1月から同年3月まで

私は何度か転職をしているが、会社を退職するたびに国民年金の加入手続を行っており、請求期間についても、昭和58年1月に会社を退職後、同月か翌月にA県B町(現在は、C市)の役場において加入手続を行った。

請求期間の国民年金保険料については、送られてきた納付書を使用して、B町役場において3か月分をまとめて納付した。

領収証書等を残していないが、請求期間について、国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和58年1月又は同年2月に、B町役場において国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付した旨陳述している。

しかしながら、請求者に係るB町の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和56年9月1日に国民年金被保険者資格を喪失して以降、昭和62年5月1日に同資格を再取得するまでの間に請求期間に係る資格記録は見当たらず、請求者が請求期間後に転居したと陳述するA県D町(現在は、E市)の国民年金被保険者名簿を見ても、当該資格記録は一致している。この場合、請求期間は国民年金の未加入期間であり、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付することができない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和55年4月18日にB町において払い出されており、同番号によって前述の国民年金記録は管理されているところ、同番号とは別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより、請求者が間違われたことがあると陳述した漢字氏名を含む複数の組合せの漢字氏名及び仮名氏名による氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、B町における払出番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500912号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600014号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年12月
② 平成19年8月
③ 平成19年12月
④ 平成20年8月
⑤ 平成20年12月

A社から、請求期間①、②、③、④及び⑤に賞与が支給されていたにもかかわらず、いずれの賞与についても年金記録が無い。当該各期間には50万円程度の賞与が支給されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社は、「請求者については、賞与を支給する労働契約ではなかったため、賞与を支給していない。」旨回答しているところ、同社から提出された請求者に係る賃金台帳、給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿及び給与所得の源泉徴収票を見ると、請求期間②、③、④及び⑤について、賞与支払の記録は無い。

また、請求期間①、②、③、④及び⑤について、請求者は、B銀行C支店が請求期間当時の給与及び賞与の振込先であったとしているところ、同支店から提出された請求者名義の預金取引明細表を見ると、当該いずれの期間についても、A社から請求者に賞与が振り込まれた記録は無い。

このほか、請求期間①、②、③、④及び⑤について、請求者に賞与が支払われ、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①、②、③、④及び⑤について、請求者が厚生年金保険被保険者として、その主張する賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500978号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600015号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のD事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和44年5月22日から同年8月1日まで
② 昭和52年3月頃から昭和53年3月頃まで
③ 昭和53年3月頃から昭和56年1月頃まで

年金記録を確認したところ、A社に勤務していた請求期間①、C事業所に勤務していた請求期間②及びD事業所に勤務していた請求期間③の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

請求期間①について、A社には、昭和44年の夏頃まで勤務していたと思うので、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和44年8月1日に訂正してほしい。

請求期間②について、C事業所には、E奨学金制度を利用して、予備校に通いながら、F等の業務に従事していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として年金記録を訂正してほしい。

請求期間③について、D事業所には、正規職員として、G業務に従事していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、B社から提出された請求者に係る失業保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、離職年月日が昭和44年5月22日と記載されており、同社の事務担当者は、「請求者は、昭和44年5月22日にA社を退職しており、請求期間①には同社に勤務していない。そのため、当該期間に係る給与支払及び厚生年金保険料控除は行っていない。」旨陳述している。

また、請求期間①にA社における厚生年金保険被保険者記録が有る26人に照会し、回答の有った16人全員が、「請求者の請求期間①における勤務実態、厚生年金保険料控除等については、不明である。」旨回答しており、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料控除を確認することはできない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿の請求者欄を見ると、昭和44年5月22日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、同年6月9日に健康保険被保険者証が返納されたことを示す「44.6.9証返」の表示が確認できる。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料控除について、確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、オンライン記録及び事業所名簿検索システムにおいて、C事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、請求者がC事業所の事業主であったとする者は、既に死亡している上、請求者は、同事業所の元同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料控除を確認することはできない。

なお、E奨学金事業を運営するH奨学会の担当者は、「請求期間②当時の資料を保管しておらず、請求者が請求期間②において、E奨学金を受けていたか否かは、不明である。」旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間③について、D事業所の事業主の回答及び請求者の同事業所における雇用保険の記録から、請求者が、当該期間のうち昭和53年5月17日から昭和55年8月20日までの期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、D事業所の事業主は、「D事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではなく、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行っていない。」旨回答しているところ、オンライン記録及び事業所名簿検索システムにおいて、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、D事業所の事業主は、「請求者の給与から厚生年金保険料を控除していない。」旨回答しており、当該事業主から提出された請求者に係る賃金台帳を見ると、請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていない。

さらに、請求者の陳述によると、D事業所は、請求期間当時、個人経営のI業の事務所であったと推認されるどころ、I業等のJ業種の個人事務所は、厚生年金保険法において、強制適用事業所ではない。

このほか、請求者の請求期間③における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500872号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600016号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年4月1日から昭和61年4月1日まで

学校を卒業後、しばらくしてA社に正社員として採用され、昭和59年4月1日から約2年間、C支店(D本店)、E支店、F支店及びその他の数店舗に勤務した。

しかし、A社に勤務した期間の厚生年金保険加入記録が無いので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる複数の元同僚が請求者を記憶していること、当該名簿において請求者が記憶する複数の元同僚を確認できること等から判断すると、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社は、「請求期間当時の資料を保管しておらず、当時の事務担当者は既に退職しているため、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除は不明である。」旨回答している上、請求期間当時のA社の事業主は既に死亡しており、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間にA社における厚生年金保険被保険者記録が有る複数の者は、「A社では試用期間があり、当該期間は厚生年金保険に加入していなかった。」、「厚生年金保険に加入しないことを希望し、加入していない従業員もいた。」旨陳述していることから、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった可能性がうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、請求期間における健康保険整理番号に欠番は無く、訂正等の不自然な点も見当たらないことから、請求期間において、事業主から請求者に係る届出が行われたにもかかわらず、請求者の記録が失われたとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。